

職員が分限事由に該当する可能性のある場合の対応措置について(通知)の概要

- 1 勤務実績不良(法第78条第1号関係)及び適格性欠如(同条第3号関係)
- 勤務実績不良の職員又は官職への適格性に疑いを抱かせるような問題行動を起こしている職員に対しては、
- 注意・指導を繰り返し行うほか、必要に応じて、担当職務の見直し、研修等を行う。
- それによっても勤務実績不良の状態又は適格性に疑いを抱かせる状態が継続する場合には、分限処分が行われる可能性がある旨警告する文書(警告書)を交付する。
- その上で、これらの状態が改善されていないことにより当該職員が法第78条第1号(勤務実績不良)又は第3号(適格性欠如)に該当するときには、分限処分(免職又は降任)を行う。

- 2 心身の故障(法第78条第2号関係)
- 3年間の病気休職期間が満了するにもかかわらず心身の故障の回復が不十分で職務遂行が困難であると考えられる場合
- 病気休職中であって今後職務遂行が可能となる見込みがないと判断される場合
- 病気休暇や病気休職を繰り返してそれらの期間の累計が3年を超え、そのような状態が今後も継続して、職務の遂行に支障があると見込まれる場合には、医師2名の受診をさせて、法第78条第2号(心身の故障)に該当するかどうかを判断する。(医師2名により心身の故障があると診断された場合、分限免職とする。)

- 3 受診命令違反(法第78条第3号関係)
- 3年間の病気休職期間が満了するに当たって心身の故障の回復が不十分で職務遂行が不可能であると考えられる職員等
- 心身の故障と思われる理由で勤務実績不良若しくは官職への適格性に疑いを抱かせるような問題行動を起こしている職員
- について、再三にわたり医師の受診を命じたにもかかわらずこれに従わない場合には、医師2名の受診を受診命令書により命じ、これに従わないときは、法第78条第3号(適格性欠如)により免職とする。

- 4 行方不明(法第78条第3号関係)
- 原則として1月以上にわたる行方不明は、免職とする。